



2023年1月6日  
東京エムオウユウ事務局

## 2021年集中検査キャンペーン結果報告書について

東京MOUでは、2021年9月1日から11月30日までの間、「船舶の復原性全般に関する集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign :C I C）」を実施し、2022年11月ペルー（リマ）にて開催された第33回PSC委員会において、同キャンペーン結果報告書が承認されましたので、英文ウェブサイト※に掲載、公表しました。なお、本C I Cは日本がリーダーを務め、質問票等の作成を主導するとともに報告書案のとりまとめを担当しました。

同報告書の主な内容は、下記のとおりです。

※ <https://www.tokyo-mou.org/>

### 記

#### 1. 検査キャンペーンの時期等

2021年9月1日～11月30日  
(テーマ) 船舶の復原性全般

#### 2. 検査隻数

期間中、加盟国当局において **4,984 隻** の外国商船に復原性に関する集中検査（C I C検査）を実施しました。

(参考) 同期間において PSC 検査を実施した船舶の総数は 6,260 隻

旗国当局別検査隻数（上位3当局）

順位	旗国当局名	隻数（C I C検査隻数に占める割合）
1	パナマ	1,390 (27.89%)
2	香港（中国）	587 (11.78%)
3	リベリア	564 (11.32%)

船種別検査隻数（上位3船種）

順位	船種	隻数（C I C検査隻数に占める割合）
1	バルクキャリア	2,126 (42.66%)
2	一般/多目的貨物船	911 (18.28%)
3	コンテナ船	893 (17.92%)

#### 3. 検査の結果等

#### 期間中の拘留隻数

キャンペーンに関する事項での拘留隻数 8隻（C I C検査隻数の0.16%）  
（参考）全体の拘留隻数 121隻（総検査隻数の1.93%）

#### 旗国別拘留船舶（キャンペーン関係の拘留）

ベリーズ、パナマ各2隻  
インドネシア、モンゴル、シェラレオネ、トーゴ各1隻

#### 拘留率（キャンペーン関係の拘留）の高い船種

順位	船種	拘留率
1	一般/多目的貨物船	0.55%
2	バルクキャリア	0.14%

#### 欠陥指摘の多かった項目（上位3項目）

順位	検査項目	件数（不適合件数全体に占める割合）
1	載貨状態・バラスト状態関連	159 (41.95%)
2	荷役作業関連	75 (19.79%)
3	船橋における作業関連	52 (13.72%)

#### 4. まとめ

質問票に掲げられた要件については総じて十分に満足していることが確認できたこと  
した上で、報告書では、加盟当局に、以下のような勧告を行っています。

- (1) 復原性は船舶の安全に直結することから、今後のP S C検査においても引き続き注意を払うこと
- (2) 特に、船長または責任のある航海士が出航前の復原性計算を正確に行えることを確認すること

以上

#### <お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田・寧（ニン）  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## **Editor's note**

**東京MOU**：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、PSCを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2021年2月1日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、7の当局及び9のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

**ポート・ステート・コントロール（PSC）**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

**集中検査キャンペーン（CIC）**：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のPSC検査に加え、年1回3か月間にわたり共通の質問票により集中的に検査を実施するキャンペーン。これまで実施したCICのテーマは以下のとおり（※はパリMOUと合同で実施）。

1998年 ISMコード※	2011年 構造安全及び満載喫水線※
1999年 GMDSS	2012年 FSSコード※
2002年 ISMコード※	2013年 主補機※
2003年 バルクキャリアに関する安全措置※	2014年 STCW 条約休息时间※
2004年 ISPSコード	2015年 閉鎖区域への立入※
2005年 操作要件	2016年 貨物固縛方法
2006年 MARPOL 条約附属書 I※	2017年 航行の安全※
2007年 ISMコード※	2018年 MARPOL 条約附属書 VI※
2008年 航行の安全※	2019年 非常システム及びその手順※
2009年 救命艇※	2020年 COVID-19 感染拡大のため実施せず
2010年 有害物質	2021年 復原性全般※